

千曲市告示第10号

千曲市指定公共施設再編事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年2月5日

千曲市長 小川 修 一

## 千曲市指定公共施設再編事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定公共施設（公共施設のうち市長が指定したものをいう。以下同じ。）の再編に伴い、市が譲渡した指定公共施設を区・自治会等が長寿命化若しくは耐震化の工事等を行う事業又は従前の指定公共施設と同様の機能を有する建築物を新築する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、千曲市補助金等交付規則（平成24年千曲市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるいずれかの事業とする。

- (1) 市が区・自治会等に指定公共施設を現状有姿で譲渡した後、譲渡を受けた区・自治会等が、当該建築物に対し長寿命化又は耐震化の工事等を行う事業（以下「第1号事業」という。）
- (2) 市が指定公共施設の用途廃止及び取壊しを行った後、市が指定する敷地に区・自治会等が、従前の指定公共施設と同様の機能を有する建築物を新築する事業（以下「第2号事業」という。）

2 第2号事業で新築する建築物の規模は、従前の指定公共施設の規模を上回らないものとする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付対象となる事業、区分、補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、別表に掲げる区分ごとに1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千曲市指定公共施設再編事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「補助金交付申請書」という。）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 建設事業計画書（様式第2号）

- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 位置図
- (4) 建築等設計図
- (5) 用地等の実測図
- (6) 用地等の三斜丈量図
- (7) 公図の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類

3 第1号事業に係る申請は、当該建築物の譲受けに関する契約を締結した日の属する年度の末日の翌日から起算して10年を経過したときは、行うことができない。

4 第2号事業に係る申請は、市が指定公共施設の取壊しを行った日の属する年度の末日の翌日から起算して3年を経過したときは、行うことができない。

（事前着手の禁止）

第5条 申請者は、補助金の交付の決定の通知があるまでは、補助事業に着手してはならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、補助金交付申請書を審査し、補助金の交付を認めるときは、千曲市指定公共施設再編事業補助金交付決定書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

（変更等の承認）

第7条 補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書若しくはその添付書類に記載した事項を変更し、若しくは補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないことが見込まれるときは、あらかじめ、千曲市指定公共施設再編事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更にあつては、この限りでない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過する日又は当該補助金の交付の決定があつた日の属する年度の末日から起算して30日を経過する日のいずれか早い日までに、千曲市指定公共施設再編事業実績報告書（様式第6号）（以下「実績報告書」という。）に係る書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 実績報告書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 収支決算書（様式第7号）
- (2) 建築等実施設計図及び工程ごとの工事写真
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証（写し）
- (4) 工事請負契約書（写し）
- (5) 領収書その他の補助事業に要した費用の支出に関する証拠書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の特例）

第9条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、千曲市指定公共施設再編事業補助金（概算払）交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、第8条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助事業の実績が補助金の交付決定の内容（第7条の規定により変更の承認をした場合にあつては、その内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに当該補助金の額を確定し、これを千曲市指定公共施設再編事業補助金確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により概算払による補助金の交付をした場合において、当該概算払の額が前項の規定により確定した補助金の額を超えるときは、当該補助事業者に対し、当該超える額について、千曲市指定公共施設再編事業補助金返還命令書（様式第10号）により、返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、前項の規定による命令を受けたときは、市長が定める期限までに、これを返還しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知があった場合において、補助金の交付の請求をしようとするときは、千曲市指定公共施設再編事業補助金（概算払）交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、第10条の規定による補助金等の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 市長は第1項の規定による取消しをした場合は、千曲市指定公共施設再編事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金等の返還)

第13条 市長は、補助金等の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し、千曲市指定公共施設再編事業補助金返還命令書（様式第10号）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業	区分	補助対象経費	補助率
第1号事業	長寿命化	法定耐用年数を超えて使用年数を 延伸させる事業に要する経費 (改修に要する経費を含む。)	3分の2 ただし、1,200万円を限度とする。
	耐震化	耐震化に要する経費	3分の2 ただし、500万円を限度とする。
	修繕	防災、環境衛生上の維持管理等に 要する100,000円以上の修繕工事	3分の2 ただし、300万円を限度とする。
	水洗化工事	し尿及び雑排水を公共下水、合併 処理浄化槽、農業集落排水処理施 設により処理するための工事	3分の2
	バリアフリー	障害者のための施設整備事業 スロープ、手すり、昇降機	3分の2 ただし、300万円を限度とする。
	長寿命化又は 耐震化に付随 する事業	長寿命化又は耐震化に付随する事 業に要する経費 仮設事務所等の設置、外構工事、 駐車場整備等	3分の2 ただし、250万円を限度とする。
第2号事業	新築	新築に要する経費	3分の2 ただし、2,000万円を限度とする。
	新築に付随す る事業	新築に付随する事業に要する経費 仮設事務所等の設置、外構工事、 駐車場整備等	3分の2 ただし、250万円を限度とする。

様式第1号（第4条関係）

千曲市指定公共施設再編事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）千曲市長

申請者 所在地  
名称及び  
代表者の職氏名

年度において、千曲市指定公共施設再編事業第 号事業（ ）  
を実施したいので、千曲市指定公共施設再編事業補助金交付要綱第4条第1項の規定によ  
り、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

（添付書類）

- (1) 建設事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 位置図
- (4) 建築等設計図
- (5) 用地等の実測図
- (6) 用地等の三斜測量図
- (7) 公図の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類

様式第2号（第4条関係）

建設事業計画書

1 現況施設の所在地	千曲市		
2 現況施設の構造等	建替前	建築年月	年 月
		構造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造 その他（ ）
			平屋建て・2階建て・その他（ ）
	面積	1F m <sup>2</sup> 2F m <sup>2</sup> 計 m <sup>2</sup>	
	建替後（予定）	構造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造 その他（ ）
			平屋建て・2階建て・その他（ ）
面積		1F m <sup>2</sup> 2F m <sup>2</sup> 計 m <sup>2</sup>	
3 敷地の状況	面積	m <sup>2</sup>	
	所有等の形態	市から借受け・所有・借地	
	借地契約期間	年 月 日～年 月 日	
	所有者		
4 補助事業の種類	長寿命化・耐震化・修繕・水洗化工事 バリアフリー・長寿命化又は耐震化に付随する事業 新築・新築に付随する事業		
5 補助事業の実施期間	①着手予定年月日	年 月 日	
	②完了予定年月日	年 月 日	
6 補助事業の目的			
7 補助事業の承認	<input type="checkbox"/> 年 月 日開催の総会で承認を受けている。 <input type="checkbox"/> 今後承認を受ける予定である。 （令和 年 月開催予定）		

様式第3号（第4条関係）

収支予算書（        年度）

1 収入

区分	金額	備考
地域住民負担金		
寄附金		
市補助金		
借入金		
その他		
合計		

2 支出

科目	金額	備考
補助対象経費		
(1) 建築工事		
(2) 設備工事		
(3) その他		
補助対象外経費		
(1) 備品		
(2) 消耗品		
(3) その他		
合計		

備考 金額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含む額を記載してください。

様式第4号（第6条関係）

千曲市指令 第 号  
年 月 日

様

千曲市長

千曲市指定公共施設再編事業補助金交付決定書

年 月 日付けで申請のあった千曲市指定公共施設再編事業第 号事業  
（ ）に係る補助金を次のとおり交付することに決定したので、千曲市指定公  
共施設再編事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

様式第5号（第7条関係）

千曲市指定公共施設再編事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）千曲市長

申請者 所在地  
名称及び  
代表者の職氏名

年 月 日付け千曲市指令 第 号で交付決定のあった千曲市指定公共施設再編事業第 号事業（ ）の内容を下記のとおり変更したいので、千曲市指定公共施設再編事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

変更の理由		
変更の内容	変更前	
	変更後	

添付書類

変更に係る関係書類一式

様式第6号（第8条関係）

千曲市指定公共施設再編事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 千曲市長

補助事業者 所在地  
名称及び  
代表者の職氏名

年 月 日付け千曲市指令第 号で交付決定された千曲市指定公共  
施設再編事業第 号事業（ ）を完了したので、次のとおり報告します。

記

1 集会施設の所在地	千曲市			
2 集会施設の構造等	構造	木造 ・ 鉄骨造 ・ 鉄筋コンクリート造 その他（ ）		
		平屋建て・2階建て・その他（ ）		
面積	1F	m <sup>2</sup>	2F	m <sup>2</sup>
	計	m <sup>2</sup>		
3 補助事業の種類	長寿命化 ・ 耐震化 ・ 修繕 ・ 水洗化工事 バリアフリー ・ 長寿命化又は耐震化に付随する事業 新築 ・ 新築に付随する事業			
4 補助事業の実施期間	年 月 日～ 年 月 日			
5 補助事業の成果				
6 添付書類	○収支決算書（様式第7号） ○建築等実施設計図及び工程ごとの工事写真 ○建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証及び工事請 負契約書（写し） ○領収書その他の補助事業に要した費用の支出に関する証拠書類 ○その他市長が必要と認める書類			

様式第7号（第8条関係）

収支決算書（      年度）

1 収入

区分	金額	備考
地域住民負担金		
寄附金		
市補助金		
借入金		
その他		
合計		

2 支出

科目	金額	備考
補助対象経費		
(1) 建築工事		
(2) 設備工事		
(3) その他		
補助対象外経費		
(1) 備品		
(2) 消耗品		
(3) その他		
合計		

備考 金額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含む額を記載してください。

様式第8号（第9条、第11条関係）

千曲市指定公共施設再編事業補助金（概算払）交付請求書

年 月 日

（宛先）千曲市長

補助事業者 所在地  
名称及び  
代表者の職氏名

印

年 月 日付け千曲市指令（達）第 号で交付決定（変更決定・額の確定）を受けた千曲市指定公共施設再編事業第 号事業（ ）に係る補助金を次のとおり交付してください。

記

1 請求額

交付決定額	受領済額①	今回請求額②	①及び②の合計額
円	円	円	円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫		支店・本店	
店舗名	農協・組合		支所・出張所	
預金種別	普通・当			※右詰めで記入
口座番号	座			
フリガナ				
口座名義人				

様式第9号（第10条関係）

千曲市達 第 号  
年 月 日

様

千曲市長

千曲市指定公共施設再編事業補助金確定通知書

年 月 日付け千曲市指令 第 号で交付決定した千曲市指定公共施設再編事業第 号事業（ ）について、下記のとおり補助金の額を確定したので、千曲市指定公共施設再編事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金確定額 円

様式第10号（第10条、第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

千曲市長

千曲市指定公共施設再編事業補助金返還命令書

年 月 日付け千曲市 第 号で交付決定を取消した（確定した）千曲市指定公共施設再編事業第 号事業（ ）に係る補助金について、千曲市指定公共施設再編事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり返還してください。

記

- 1 返還額 円
- 2 返還期限 年 月 日

様式第11号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

千曲市長

千曲市指定公共施設再編事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千曲市指令 第 号で交付決定した千曲市指定公共施設再編事業第 号事業（ ）に係る補助金については、下記のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付決定取消し額 円
- 3 取消し理由